

保険契約規程新旧対照表

現行	改定案	改定理由等
<p>第1条（保険契約の締結）</p> <p>10 組合は、次に掲げる事由に該当すると組合が合理的に判断する場合、保険契約の引受けを拒否することができる。</p> <p>(2) 保険契約を締結しようとする者が<u>日本、米国及び欧州連合</u>を含む監督官庁その他の政府または公の機関による制裁、禁止、制限等の措置の対象となる事項に関与している場合</p>	<p>第1条（保険契約の締結）</p> <p>10 組合は、次に掲げる事由に該当すると組合が合理的に判断する場合、保険契約の引受けを拒否することができる。</p> <p>(2) 保険契約を締結しようとする者が<u>日本、米国、英国及び欧州連合</u>を含む監督官庁その他の政府または公の機関による制裁、禁止、制限等の措置の対象となる事項に関与している場合</p>	文言の整理
<p>第11条（保険契約の解約又は解除）</p> <p>3 組合は、保険契約規程の他の条項に規定する場合のほか、次に掲げる事由がある場合には、保険契約を解除することができる。また、組合は、本項の規定に従って保険契約を解除した場合には、次に掲げる事由が生じた時から解除した時までに発生した保険事故による損害及び費用をてん補する責任を負わない。</p> <p>(3) 組合員の行為によって、<u>各国の法令、施行令等に基づき、</u>監督官庁その他の政府又は公の機関が、組合に対してその業務に重大な影響を及ぼす制裁、禁止、制限等の措置を課したとき、又は組合がそのおそれがあると判断するとき。</p>	<p>第11条（保険契約の解約又は解除）</p> <p>3 組合は、保険契約規程の他の条項に規定する場合のほか、次に掲げる事由がある場合には、保険契約を解除することができる。また、組合は、本項の規定に従って保険契約を解除した場合には、次に掲げる事由が生じた時から解除した時までに発生した保険事故による損害及び費用をてん補する責任を負わない。</p> <p>(3) 組合員の行為によって、<u>日本、米国、英国及び欧州連合を含む</u>監督官庁その他の政府又は公の機関が、組合に対してその業務に重大な影響を及ぼす制裁、禁止、制限等の措置を課したとき、又は組合がそのおそれがあると判断するとき。</p>	文言の整理
<p>第17条（堪航性等の確保）</p> <p>1 組合は、組合のてん補対象となる損害及び費用を防止する目的で、加入船舶の管理及び堪航性に関する検査を、組合が指定する期間内に組合が指定する検査機関により実施することを組合員に要求することができる。組合員がこの検査を実施しない場合には、組合は、その期間経過後に当該加入船舶に関し生じた損害及び費用のてん補を拒否し、又はてん補額を減額することができる。</p> <p>2 組合員は、前項の検査の結果、検査機関による勧告がなされた場合には、た</p>	<p>第17条（堪航性等の確保）</p> <p>1 組合は、組合のてん補対象となる損害及び費用を防止する目的で、加入船舶の管理及び堪航性に関する検査を、組合が指定する期間内に組合が指定する検査機関により実施することを組合員に要求することができる。組合員がこの検査を実施しない場合には、組合は、その期間経過後に当該加入船舶に関し生じた損害及び費用のてん補又は減額し、また、当該加入船舶の保険契約を解約することができる。</p> <p>2 組合員は、前項の検査の結果、検査機関による勧告がなされた場合には、た</p>	第2項との平仄をあわせて、所謂 Condition Survey の実施を組合より求めたにも関わらず組合員がこれを実施しない場合、てん補拒否または減額に加え、解約も可能とするもの。

現行	改定案	改定理由等
<p>だちに又は組合が指定する期間内に勧告された修理等を実施しなければならない。組合員が勧告された修理等を実施しないときは、組合は、当該加入船舶の保険契約を解約し、<u>又はこの勧告後に当該勧告による修理等を怠ったことに起因する損害及び費用のてん補を拒否し、若しくはてん補額を減額することができる。</u></p> <p>3 <u>前項</u>の解約は、解約すべき事由が発生した日以降将来に向かって効力を生じる。</p> <p>4 保険契約を締結しようとする船舶について、第1項及び第2項前段に規定する要件が満たされない場合には、<u>組合は、当該船舶の保険契約の引受けを拒否することができる。</u></p>	<p>だちに又は組合が指定する期間内に勧告された修理等を実施しなければならない。組合員が<u>だちに又は組合が期間を指定した場合に</u>期間内に勧告された修理等を実施しないときは、組合は、当該加入船舶の保険契約を解約<u>することができる。また、組合は、指定した修理等の期間にかかわらず、勧告後においては、当該勧告された修理等が実施されていないことに</u>起因する損害及び費用のてん補を拒否し、若しくはてん補額を減額することができる。</p> <p>3 <u>前二項</u>の解約は、解約すべき事由が発生した日以降将来に向かって効力を生じる。</p> <p>4 保険契約を締結しようとする船舶について、第1項及び第2項前段に規定する要件が満たされない場合<u>又は満たすことを組合が確認できていな</u>い場合には、組合は、当該船舶の保険契約の引受けを拒否し、<u>又は一定の条件を付して保険契約を引き受けるこ</u>とができる。</p>	修理勧告が出された後に発生した事故に係る損害についててん補しないことを明確化するもの。
<p>第19条（船員に関する責任及び費用）</p> <p>1 組合は、加入船舶の船員（加入船舶の定員として就業規則又は雇用契約等により雇用される者及び組合が船員と認めた定員外の者。以下同じ。）に關し、組合員が負う次の各号に掲げる責任及び費用をてん補する。</p> <p>(3) (所持品の損害補償金) 加入船舶の海難により船員の所持品に損害を生じ、法令又は契約等に基づき支払われた所持品喪失手当若しくは補償金で組合が認めた額</p> <p>2 組合は、前項の定めにかかわらず、次に掲げる責任及び費用をてん補しない。 (1) 法令により船員が死亡、傷害及び疾病に関する費用を担保する保険への加入を義務づけられてい</p>	<p>第19条（船員に関する責任及び費用）</p> <p>1 組合は、加入船舶の船員（加入船舶の定員として就業規則又は雇用契約等により雇用される者及び組合が船員と認めた定員外の者。以下同じ。）に關し、組合員が負う次の各号に掲げる責任及び費用をてん補する。</p> <p>(3) (所持品の損害補償金) 加入船舶の海難により船員の所持品に損害を生じ、法令又は契約等に基づき支払われた所持品喪失手当若しくは補償金で組合が認めた額。<u>ただし、第38条（貴金属等に関する組合の責任の制限）に規定する財物及び船内での生活に必要不可欠ではないと組合が判断したもの</u>を除く。</p> <p>2 組合は、前項の定めにかかわらず、次に掲げる責任及び費用をてん補しない。 (1) 法令により船員が死亡、傷害及び疾病に関する費用を担保する保険への加入を義務づけられてい</p>	所謂、Entry Survey が実施されない、もしくは同実施後に修理勧告が出され指定期間内に修理されない場合、保険契約の引受けを拒否することに加え、一部条件付きでの引受けも可能であることを明記するもの。
		高価品や遊戯品など、本規定が想定していない所持品がてん補対象外であることを明確化するため。
		本項は日本の社会保険（労災保険、船員保険）のような強制保険を念頭に置いた規定と思われる。一方で、海外で同様の社会保険が存在しなが

現行	改定案	改定理由等
る場合、当該保険の付保の有無にかかわらず、その保険給付の対象となる部分	る場合、当該保険の付保の有無にかかわらず、その保険給付の対象となる部分。 <u>ただし、組合が認めた場合は、この限りでない。</u>	らも、その発動状況が十分とはいえない国もある。このような状況において、社会保険の給付対象部分（治療費等）に関する災害補償を船員との雇用契約等で予め船主が同意していた場合、社会保険給付対象部分は原則的にはてん補対象外となるが、状況によりてん補できる余地を残しておくため。
第 29 条（積荷に関する責任及び費用） 1 組合は、加入船舶の積荷（加入船舶に船積み予定のもの又は加入船舶から荷揚げされたものを含む。）の船積み、荷扱い、積付、運送、保管、24 25 荷揚げ又は引渡しについての運送契約上の義務違反及びこれに準ずる事由で組合の認めるものにより組合員が負う次に掲げる責任及び費用をてん補する。また、組合員自身の積荷の損害で他の保険により回収できないものは、これを第三者の所有物とみなして、てん補する。 (5) 荷受人が受取りを拒否した積荷又は受取りに現われなかつた積荷の荷揚げ、保管及び処分に要した費用のうち、通常生ずべき費用を超える部分で、荷主又はその他の者から回収不能となつた額。 <u>ただし、共同海損費用の一部となる場合を除く。</u>	第 29 条（積荷に関する責任及び費用） 1 組合は、加入船舶の積荷（加入船舶に船積み予定のもの又は加入船舶から荷揚げされたものを含む。）の船積み、荷扱い、積付、運送、保管、24 25 荷揚げ又は引渡しについての運送契約上の義務違反及びこれに準ずる事由で組合の認めるものにより組合員が負う次に掲げる責任及び費用をてん補する。また、組合員自身の積荷の損害で他の保険により回収できないものは、これを第三者の所有物とみなして、てん補する。 (5) 荷受人が受取りを拒否した積荷又は受取りに現われなかつた積荷の荷揚げ、保管及び処分に要した費用のうち、通常生ずべき費用を超える部分で、荷主又はその他の者から回収不能となつた額。 <u>ただし、次に掲げる費用を除く。</u> イ 共同海損費用の一部となる場合 ロ 荷揚げ後 30 日以内又は組合への通知日のいずれか遅い日までに発生した費用	荷受人が積荷を受け取らず、長期間にわたり組合に通知されることなく積荷が放置されるような場合、通常生ずべき費用が発生すると考えられる期間と、船主の損害防止軽減および事故通知義務との関係で、貨物の保管費用等に関するてん補の範囲や可否の判断において無用の争いが生じる懸念がある。こうした事態を回避すべく、まずは、通常費用の発生期間を規定上明確化するとともに、こうした事故が発生した際に、遅滞なく当組合への通知を行うことを促すもの。
第 35 条（一般除外規定） 1 組合は、次に掲げる損害及び費用をてん補しない。	第 35 条（一般除外規定） 1 組合は、次に掲げる損害及び費用をてん補しない。	

現行	改定案	改定理由等
(13) 油又はガスの探査施設 <u>若しくは生産施設、又はその周辺</u> での作業従事に関連して、組合員以外の者に雇用された人員(船員以外)に宿泊施設を提供する <u>加入船舶上で生じた</u> 、当該人員に関する責任及び費用。ただし、当該リスクに関する組合員の契約上の責任分担につき、あらかじめ組合の承認を得た場合はこの限りではない。	(13) 油又はガスの探査施設 <u>又は生産施設での</u> 作業従事に関連して、 <u>加入船舶が</u> 組合員以外の者に雇用された人員(船員以外)に宿泊施設を提供 <u>している場合における</u> 当該人員に関する責任及び費用。ただし、当該リスクに関する組合員の契約上の責任分担につき、あらかじめ組合の承認を得た場合はこの限りではない。	プール協定の改定に伴う変更
第 36 条 (特別除外規定) 組合は、次に掲げる損害及び費用をてん補しない。ただし、第 32 条 (責任防衛等のための費用) 第 3 号による場合を除く。 新設	第 36 条 (特別除外規定) 組合は、次に掲げる損害及び費用をてん補しない。ただし、第 32 条 (責任防衛等のための費用) 第 3 号による場合を除く。 (10) <u>組合が損害及び費用のてん補を行うことにつき、日本、米国、英國及び欧州連合を含む監督官庁その他の政府または公の機関より、組合に対して制裁、禁止、制限等の措置が課され、又はそのおそれがある損害及び費用。</u>	組合がてん補を行うことで組合に制裁等の措置が課されるおそれのあるものについてはてん補除外であることを明確にするもの。

特別条項新旧対照表

現行	改定案	改定理由等
P&I 戰争危険特別条項 第 3 条 2 前項の規定にかかわらず、沖合 12 海里までの沿岸水域を含むすべてのロシア水域及び以下に掲げるヨーロッパ水域を通過し、又は寄港する船舶に対する本特別条項によるてん補は、一船一事故あたり米貨 8 千万ドルを限度とする。 (1) 以下イからホを結んだ線により囲まれたアゾフ海・黒海の水域 <u>及び内水域</u> イ ウクライナ・ルーマニア国境の北緯 45 度 10.858 分、東経 29 度 45.929 分から公海の北緯 45 度 11.235 分、東経 29 度 51.140 分 ロ 公海の北緯 45 度 11.474 分、東経 29 度 59.563 分を通って公海の北緯 45 度 5.354 分、東経 30 度 2.408 分	P&I 戰争危険特別条項 第 3 条 2 前項の規定にかかわらず、沖合 12 海里までの沿岸水域を含むすべてのロシア水域及び以下に掲げるヨーロッパ水域を通過し、又は寄港する船舶に対する本特別条項によるてん補は、一船一事故あたり米貨 8 千万ドルを限度とする。 (1) 以下イからホを結んだ線により囲まれたアゾフ海・黒海の水域 <u>及び内水域</u> イ ウクライナ・ルーマニア国境の北緯 45 度 10.858 分、東経 29 度 45.929 分から公海の北緯 45 度 11.235 分、東経 29 度 51.140 分 ロ 公海の北緯 45 度 11.474 分、東経 29 度 59.563 分を通って公海の北緯 45 度 5.354 分、東経 30 度 2.408 分	2024 保険年度更改における IG 再保険プログラムの条件変更に合わせるもの。

現行	改定案	改定理由等
<p>ハ 公海の北緯 44 度 44.625 分、東経 30 度 58.722 分を通って公海の北緯 44 度 44.244 分、東経 31 度 10.497 分</p> <p>ニ 公海の北緯 44 度 2.877 分、東経 31 度 24.602 分を通って公海の北緯 43 度 27.091 分、東経 31 度 19.954 分</p> <p>ホ ロシア・ジョージア国境の北緯 43 度 23.126 分、東経 40 度 0.599 分</p> <p>(2) ウクライナの内水全域</p> <p>(3) 以下のロシアの内水域 <u>イ クリミア半島</u> <u>ロ</u> ドン川（アゾフ海から東経 41 度の垂直線まで） <u>△</u> ドネツ川（ドン川からウクライナとの国境まで）</p> <p>(4) 北緯 52 度 30 分以南のベラルーシ内水全域</p>	<p>ハ 公海の北緯 44 度 44.625 分、東経 30 度 58.722 分を通って公海の北緯 44 度 44.244 分、東経 31 度 10.497 分</p> <p>ニ 公海の北緯 44 度 2.877 分、東経 31 度 24.602 分を通って公海の北緯 43 度 27.091 分、東経 31 度 19.954 分</p> <p>ホ ロシア・ジョージア国境の北緯 43 度 23.126 分、東経 40 度 0.599 分</p> <p>(2) ウクライナの内水全域 <u>(クリミア及びロシアの管理下にあるその他のウクライナの領土内の内水域を含む)</u></p> <p>(3) 以下のロシアの内水域 <u>イ クリミア半島</u> <u>ロ</u> <u>イ</u> ドン川（アゾフ海から東経 41 度の垂直線まで） <u>△</u> <u>ロ</u> ドネツ川（ドン川からウクライナとの国境まで）</p> <p>(4) 北緯 52 度 30 分以南のベラルーシ内水全域</p>	
現行	改定案	改定理由等
<p>特殊法人等保険料支払特別条項 組合は、下記の組合員と締結する保険契約については、保険契約規程第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、下記期日までに組合宛保険料を支払うことを条件に、組合が契約を承諾した時に保険契約の効力が発生したものとし、かつ第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条第 1 項の規定の適用を免除することができる。</p> <p>(1) 独立行政法人、国立大学法人及び <u>地方公営企業</u>：政府又は地方自治体が予算よりこれらの組合員へ運営費又は補助金を交付し、これらの組合員がその交付金を收受した日の翌営業日</p>	<p>特殊法人等保険料支払特別条項 組合は、下記の組合員と締結する保険契約については、保険契約規程第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、下記期日までに組合宛保険料を支払うことを条件に、組合が契約を承諾した時に保険契約の効力が発生したものとし、かつ第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条第 1 項の規定の適用を免除することができる。</p> <p>(1) 独立行政法人、国立大学法人及び <u>地方公営企業等</u>：政府又は地方自治体が予算よりこれらの組合員へ運営費又は補助金を交付し、これらの組合員がその交付金を收受した日の翌営業日</p>	文言の整理